

静岡県教育委員会

議事録

令和5年度 第12回定例
9月20日（水）

静岡県教育委員会教育長 池上重弘は、

令和5年9月20日に教育委員会第12回定例会を招集した。

1 開催日時 令和5年9月20日（水） 開会 13時00分
閉会 14時30分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 池 上 重 弘
委 員 藤 井 明
委 員 伊 東 幸 宏
委 員 小野澤 宏 時
委 員 後 藤 康 雄
委 員 天 城 真 美

事務局（説明員） 水 口 秀 樹 教育部長
塩 崎 克 幸 教育監
宮 崎 文 秀 理事（政策管理担当）
吉 良 光 陽 理事（新図書館担当）
本 多 伸 治 参事（学校教育担当）
井 出 好 彦 教育総務課長
秋 野 薫 教育政策課長
大 澤 篤 教育DX推進課長
上 原 啓 克 財務課長
内 山 成 一 教育厚生課長
山 川 和 成 教育施設課長
戸 塚 康 史 義務教育課長
中 山 雄 二 高校教育課長
高 橋 和 彦 特別支援教育課長
夏 目 伸 二 健康体育課長
藤ヶ谷 昌 則 社会教育課長
金 嶋 克 年 新図書館整備課長
室 伏 伸 明 静岡教育事務所長
大 根 富 木 静岡西教育事務所長
杉 山 禎 総合教育センター所長
柴 雅 房 中央図書館長
眺 野 大 輔 高校教育課人事監

4 その他

- (1) 第15、16、17、18号議案は可決された。
- (2) 報告事項は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、後藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 17 号議案、配付報告 1 は議会提出前案件、報告事項 1 は人事内容を含む案件、報告事項 2 は公開前案件、第 18 号議案は人事案件のため、非公開としたいが、異議はあるか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは第 17、18 号議案、報告事項 1、2、配付報告 1 は非公開とする。公開案件から審議する。

第 15 号議案 静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則の一部改正

- 教 育 長： 第 15 号議案「静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則の一部改正」について杉山総合教育センター所長より説明願う。
- 総合教育センター所長： <議案について説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 藤 井 委 員： 祝日も利用可能にするというような改正だが、なぜ今のタイミングでやるのか。
- 総合教育センター所長： 利用者から祝日こそ利用したいとの声があり、それに対応して改正する。
- 藤 井 委 員： そうであるなら、もっと前から解放してもよかつたのではないか。また、そのような声があったということだが、図書室を祝日に開放しないのはなぜか。
- 総合教育センター所長： 図書室は、司書の確保が難しいということもあり、現状どおりと考えている。
- 藤 井 委 員： 変えるのであれば全て開放してもよいと思う。それから、利便性を高めるにあたり、経費も余計に掛かると思うが、その点の懸念はないのか。
- 総合教育センター所長： あくまでも試算上になるが、収支に関しては、当然必要経費も掛かるが、有料の施設の使用料の増があり、若干の増を見込んでいます。
- 後 藤 委 員： この施設は、先生方だけが利用対象者ではないのか。
- 総合教育センター所長： 一般の方にも開放している。
- 教 育 長： 先ほどの藤井委員の御質問内容を踏まえ、確認するが、今回祝日を開放するに当たって、特に有資格の職員の存在を必要としないので、現行の職員でシフトを組むなどの対応をしやすいということか。
- 総合教育センター所長： 職員の対応ではなく、外部委託をおこなっている。
- 教 育 長： 一方で、図書館を開けるとなると司書の資格を持った職員が必要となってくるので、人の配置に関して難しい点があり開放しないということではよいか。
- 総合教育センター所長： 図書室は土日は開放していて、かなり利用者も多いが、祝日に関しては今のところは対象にしないという考え。
- 教 育 長： 今の話にあったような線引きが今回の基準となっているがいかがであるか。

藤井委員： 必ずしも司書の方が居なくても開放できるのではないかと思うが、土曜日、日曜日に利用者が多いというのであれば、おそらく祝日でも利用希望者が潜在的にあるのではないか。司書が居なければいけないという法律はないと思う。

教育長： 図書室のオープン時に司書が必須かどうかについては確認をする。

総合教育センター所長： 法律上の件は確認をする。いろいろ専門的知識を持った者が、利用者の質問、要望に対応している面もある。司書資格を持たない方が職に就かれているケースは少ないと思う。

藤井委員： 要するに、柔軟に考えたらよいということである。

教育長： ここは切り分けて考えたい。まず、今回の改正内容について御承認いただけるか審議したい。そのうえで、図書室を祝日に開放することについて、司書資格を持った職員が必須であるかを調べていただく。ここの図書室というのは他の市町の市立図書館と違って専門性の高い教育関係の資料があるため、わざわざここに来る人たちの多くは、その専門性を意識して来る。私自身も何度か利用したが、例えば、私が小学校1年生の時の国語の教科書をそこで手に取って新聞のコラムにするといったような意図をもって来る人が多い。一般の図書館と少し違う性質のものを提供するうえで、司書が居なくてもしっかり利用者に対応できるかどうか。この部分は、また別の機会に検討して、必要があれば、その可否について審議したい。ですから、今回は資料2のところ、改正の内容についてお認めいただけるかということ、議論を焦点化したい。ほかにこの点について質疑はあるか。

後藤委員： 異議はないが、総合教育センターは交通の便が良くないため、車で行かなくてはならない。ですから、祝日が利用可能になることはよいことだが、PRを出来るだけ図っていただきたいということを要望事項としたい。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 本案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

教育長： 第15号議案について、原案のとおり可決する。

第16号議案 静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

教育長： 第16号議案「静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正」について井出教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <議案について説明>

教育長： 質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 本案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

教育長： 第16号議案について、原案のとおり可決する。

(会議の非公開)

教 育 長：会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>第 17 号議案 令和 5 年 9 月県議会定例会に提出する議案

教 育 長： 第 17 号議案「令和 5 年 9 月県議会定例会に提出する議案」について
上原財務課長より説明願う。

財 務 課 長： <議案について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 本案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 17 号議案について、原案のとおり可決する。

<非>報告事項 1 長期療養者の傾向とメンタルヘルス対策

※ 非公表

<非>報告事項 2 令和 6 年度教員採用第 2 次選考試験の結果・概要

教 育 長： 報告事項 1 「令和 6 年度教員採用第 2 次選考試験の結果・概要」に
ついて戸塚義務教育課長、中山高校教育課長、高橋特別支援教育課長よ
り説明願う。

義務教育課長： <報告事項について説明>

高校教育課長： <報告事項について説明>

特別支援教育課長： <報告事項について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

後 藤 委 員： 民間のほうでは、奨学金の企業負担が増えているという報道があるが、
教職員の場合はどうか。

義務教育課長： 県によっては受験者集めのためにやっているところもあるが、少数
であり一般的にはそういうところは少ない。

後 藤 委 員： 静岡県はやっていないのか。

義務教育課長： やっていない。

教 育 長： 今後そのような制度を導入するところが増えてくる可能性はあるので
はないか。

後 藤 委 員： 民間がそのような形になれば、可能性があるのではないか。

義務教育課長： 予算的に認められるかという部分は難しいと思っている。

藤 井 委 員： 質問になるが、高校の教科科目の一番下にネイティブとあるが、これ
は何か。

高校教育課長： ネイティブは、例えばアメリカ人の方で、英語を母国語とするが、
日本語も話せる。そういった方について、母国語と第二言語を有する方

をネイティブということで採用している。具体的にこの方は、ALTをやっていて、国籍はアメリカの方である。

藤井委員：教科科目でネイティブという仕分けをするのか。

高校教育課長：これは、英語の採用である。教科外国語であるが英語で採用している。

藤井委員：科目としてネイティブという科目があるのか。

高校教育課長：ありません。

教育長：藤井委員の御指摘は、表の中にネイティブを入れるのではなく、特別な選考としてネイティブというものをたてるとよいのではないかという御指摘と見るがいかがであるか。

藤井委員：そのとおり。

教育長：御指摘を受けて、来年度に向け検討させていただきたいと思う。実態としても、この枠で合格した人は英語を教えることになるという理解で共有したい。

藤井委員：この方の国籍はどこであるか。

高校教育課長：アメリカである。

藤井委員：教員資格として、日本国籍にこだわる必要はないということか。

高校教育課長：その必要はない。

藤井委員：昨日の実践委員会でも触れられていたし、ふじのくに国際高校でもそうだが、これから多様性を考えたときに、日本国籍でない方が教壇に立つこともあるだろうし、そういったことが増えていくことが必要だと思うので、もっとアピールをすれば手を挙げる方が増えると思う。むしろそういう方を積極的に採用していかななくてはいけないと思う。

高校教育課長：正確に言うと教諭ではなく、任期を定めない講師となる。実質的には同じであるが、教諭としては採用できない。ネイティブの枠では、令和3年度、4年度で1人ずつ採用している。積み重ねも含めて、こういった方々を採用していくことが今後の国際化に必要であると思うので、努力をしていきたい。

藤井委員：ということは、この1名の方は講師であって、リストに載っている教員としての採用とは違うのか。

高校教育課人事監：職名が教諭ではなく、講師となる。基本的に採用された当初の仕事としては変わらない。今3年目になる城北高校に配置されている方は担任をしている。それぞれ部活の顧問をやることもある。ただし、公務員の規程で、外国籍の方は役職になることができないことになっている。教員として現場で働き続けることはできるが、管理職になることはできないため、キャリアの先が閉ざされているところは制度上越えられない。そういう位置づけにある方である。実際には、ネイティブ教員ではなく、通常に働いている教員の方でも外国籍であるが日本で教員になっている方もいる。つまり、このネイティブ教員だけでなく、普通に勤務している人の中にも、任期を定めない講師として働いている方がいらっしゃるという状況にある。

教 育 長： 整理すると、国籍条項によって切り分けられるところと、今回のネイティブというのは、語学がなんらかの言語であるということ。具体的には英語をネイティブとして使っている。多くの場合、外国籍でネイティブスピーカーだが、理論上は日本国籍で海外に長くいて、英語の方がネイティブな人もいる。外国籍だけど日本で生まれ育って日本語が第一言語の人もいる。ここで採用される方は、今の枠では外国籍の人なのか。

高校教育課人事監： 外国籍にはこだわっていない。日本国籍でもずっと海外で暮らしてきてネイティブということもある。

教 育 長： 先ほどの藤井委員の質問の教員と同じかという質問について、外国籍の方は役職に就けないが、そういう方はネイティブ枠以外にもいて、例えば在日の方とか、ブラジル籍の方がいたりする。そういった国籍条項によってキャリア展開が違うということがある。

藤 井 委 員： 法律を犯すわけにはいかないと思うが、これから世の中が変わっていく中で柔軟に考えて、いろいろなバリエーションがあってもいいと思う。

教 育 長： そのとおりだと思う。

後 藤 委 員： 国籍が違くと役職に就けないというのは、全国的な問題ということか。要するに静岡県だけの問題ではなく、法律の改正が必要だということか。そうであるならば、藤井委員がおっしゃるように時代が変わってきているので、法律を変えていかなければいけないと思う。

教 育 長： おっしゃるとおり。

藤 井 委 員： 法律を変えるためには、既成事実をたくさん作っていく必要がある。

後 藤 委 員： 教職員だけの問題ではなく、公務員全体の問題である。

伊 東 委 員： 今話を具体的に言うと、例えば、数学や物理の外国人の先生が生まれるためにはどうすればよいかを考えていただきたいと思う。

高校教育課人事監： 日本で暮らしている外国籍の方で日本の教員になることを選択している方は当然いて、小学校、中学校、高校に普通に勤務しているが、今の御指摘は、外国籍で外国で働いている方が日本で仕事をするための枠組みをどうするかということだと思う。その点について、高校の現場で言うと、まだまだな状況である。大学では、日本語で授業出来ることを条件に加えながら募集するというところもあると思うが、高校では、今後どういうことができるかということ調べていくところから始めていきたいと思う。

藤 井 委 員： ふじのくに国際高校がいよいよ実現するわけだが、伊東委員からの御指摘を現実のこととしてとらえていただき、あらゆる柔軟性をもって対応して、教える側の多様性を追求していただきたい。

教 育 長： 実際に私が前職にいたとき、生まれはブラジルで日本で育って、美術の教職を取って卒業した人がいた。彼女は今、デザイナーとしてのキャリアを歩んでいるが、そのような人たちも出てくると思う。日本国内で育った二世世代の外国ルーツの方も、ふじのくに国際高校で働いてくださると素敵だと思っている。伊東委員の御指摘は、広く海外からもいらっしゃるような枠組みを考えてほしいということで、検討していきたい

と思う。

教 育 長：他に質疑等はあるか。

全 委 員：（特になし）

教 育 長：報告事項1を了承する。

<非>第18号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

教 育 長：以上で、本定例会の議事は全て終了した。

これをもって、令和5年度第12回教育委員会定例会を閉会とする。